

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年7月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600096号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600010号

第1 結論

平成6年*月から平成7年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年*月から平成7年12月まで

市役所から通知が届いたため、平成6年*月頃に市役所に行き、自身で国民年金の加入手続を行った。また、国民年金保険料は、市役所に納付書と青色の年金手帳を持参し、国民年金印紙を購入して年金手帳に貼付することにより納付していたので、調査の上、請求期間を納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市役所から通知が届いたため、平成6年*月頃に同市役所において自身で国民年金の加入手続を行い、青色の年金手帳の交付を受けた旨、また、請求期間に係る国民年金保険料については、納付書及び当該年金手帳を同市役所の窓口を持参し、国民年金印紙を購入して年金手帳に貼付することにより納付していた旨主張している。

しかしながら、青色の年金手帳の交付は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、平成6年*月当時はオレンジ色の年金手帳が交付されていた時期である上、青色の年金手帳には国民年金印紙を貼付する国民年金印紙検認台紙は設けられていない。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号「*」において、国民年金被保険者資格取得年月日を平成6年*月*日とする処理が平成10年9月30日に行われていることから、請求者の国民年金の加入手続は同年9月頃に行われたと推認され、当該加入手続が行われるまで請求者は国民年金に未加入であることから、納付書は発行されず、請求期間に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される前は、住民登録をしている市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には国民年金手帳記号番号が払い出されていたところ、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。